

平成 年 月 日

東京都知事 殿

高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書

高等学校等就学支援金の加算支給について、次のとおり届け出ます。

注 保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな					
	氏名	姓		名		
	生年月日	昭和 平成	年	月 日		
	住所	都道 府県		市区 町村		
学校 ()	学校の名称	聖徳学園高等学校 全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 (高等学校・中等教育学校の場合)				
	学校の所在地	東京	都道 府県	武蔵野	市区 町村	境南町2丁目11-8
	学校設置者の名称	学校法人 聖徳学園				

注 学校とは、国私立の高等学校、国私立の中等教育学校の後期課程、国私立の特別支援学校の高等部、国公立の高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、国公立の専修学校などのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

【確認事項】

- 1 または 2 のうち、該当するものを選択してください。
(2 の場合には、さらに該当するものを選択してください。)

1	保護者の所得に関する書類を添付します。 (留意事項) 保護者全員の所得が分かる書類（課税証明書・非課税証明書など）を添付すること。
---	---

2	以下の理由により、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付します。
	児童相談所に入所しており、保護者は児童福祉法第33条の8第2項に規定する児童相談所長です。
	児童福祉施設に入所しており、保護者は児童福祉法第47条第1項に規定する児童福祉施設の長です。
	以下の理由により、保護者の所得に関する書類を提出することができません。 [理由]
	成人に達しており保護者がいないため、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得証明に関する書類を添付します。 (留意事項) 生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得が分かる書類を添付すること。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付すること。 (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

上記の内容に相違ありません。

記入者署名

印の欄は、学校設置者において記入してください。

学校受付日 平成 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

* 日中、保護者の方と連絡のとれる電話番号をご記入ください。

電話番号

この制度において東京都が収集する、生徒や保護者等の個人情報については、法令等に従い適正に管理します。就学支援金事業の他に、東京都が補助し(公財)東京都私学財団が行う授業料軽減助成事業に利用させていただきます。なお就学支援金に関する業務を他の事業者へ委託して行わせる場合、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。

添付する証明書類について

加算支給に関する届出に添付する証明書類を次によって確認し、この書類とともに提出してください。

平成23年度に新たに入学された方、2、3年生などで今年度新たに加算支給を申請される方は、平成22年度と平成23年度の両方の証明書類を提出してください。また、平成22年度から引き続き加算支給が認められている方及び平成23年7月以降に転入学したなどにより、7月以降の加算支給を申請する方は、平成23年度のみ証明書類を提出してください。

加算申請の事前チェックシート

(提出する証明書の年度ごとに以下のチェックシートで確認してください)

保護者全員について確認してください。		必要な証明書類 (写し可・発行日から3ヶ月以内のもの)
保護者が生活保護を受給している。 いいえ	はい	生活保護受給証明書等
保護者の住民税が非課税である。 いいえ	はい	非課税証明書等
保護者は住民税の均等割のみ課されている。 いいえ	はい	課税証明書等
保護者の住民税のうち区民税もしくは市町村民税の所得割額が年額18,900円未満である。 いいえ	はい	課税証明書等

保護者	生徒との続柄(父・母等) 氏名	区民税所得割額(年額) 市町村民税所得割額(年額)	合算額
			円
		円	

いいえ

加算支給は認められません。今回の書類提出は不要です。

留意事項

- 1 日中、保護者の方と連絡のとれる電話番号が記入されていない場合、学校を經由して連絡する場合があります。
- 2 7月の学校指定の手続き時を除き、やむをえない事情があり、遑って加算支給を申請する場合には、この下の欄に「(= 所定の期日までに提出ができなかった理由) のため、 月まで遑って支給していただきたい」旨を記載してください。やむをえない事情がない場合には、この届出書を学校が受け付けた日の属する月の翌月(月の初日の場合は当月)からの加算支給となります。

--

4月～6月

7月～3月

平成22年度の証明書添付

平成23年度の証明書添付

様式第2号（第8条第2項関係）

加算支給の届出区分を で囲んでください。

東京都知事 殿

4月～6月分を申請される場合（対象者：1年生・転入生等）は、こちらも で囲み、証明書を2カ年分添付してください。

平成 年 7月 日

高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書

高等学校等就学支援金の加算支給について 余白に認定番号を補記してください。

注 保護者による代筆も可能です。

10-013-9999-9999

生徒	ふりがな	とうきょう		たろう	
	氏名	姓	東京	名	太郎
	生年月日	昭和 平成	5 年 5 月 1 日		
学校	住所	東京	都道府県	新宿	市区町村
	学校の名称	都庁高等学校			
	学校の所在地	東京	都道府県	千代田	市区町村
	学校設置者の名称	学校法人 都庁学園			

注 学校とは、国私立の高等学校、国私立の中等教育学校の後期課程、国私立の特別支援学校の高等部、国公立の高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、国公立の専修学校などのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

【確認事項】

1 または 2 のうち、該当するものを選択してください。（2 の場合には、さらに該当するものを選択してください。）

1	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者の所得に関する書類を添付します。 (留意事項) 保護者全員の所得が分かる書類（課税証明書・非課税証明書など）を添付すること。	チェックボックスの該当箇所に、必ずチェックをつけてください
---	--	-------------------------------

2	以下の理由により、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付します。
	児童相談所に入所しており、保護者は児童福祉法第33条の8第2項に規定する児童相談所長です。
	児童福祉施設に入所しており、保護者は児童福祉法第47条第1項に規定する児童福祉施設の長です。
	以下の理由により、保護者の所得に関する書類を提出することができません。 [理由]
	成人に達しており保護者がいないため、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得証明に関する書類を添付します。 (留意事項) 生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得が分かる書類を添付すること。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付すること。 (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

上記の内容に相違ありません。

必ず署名をしてください

記入不要です

記入者署名

東京 花子

印の欄は、学校設置者において記入してください。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

* 日中、保護者の方と連絡のとれる電話番号をご記入ください。

電話番号

この制度において東京都が収集する、生徒や保護者等の個人情報については、法令等に従い適正に管理します。就学支援金事業の他に、東京都が補助し(公財)東京都私学財団が行う授業料軽減助成事業に利用させていただきます。なお就学支援金に関する業務を他の事業者へ委託して行わせる場合、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。

添付する証明書類について

加算支給に関する届出に添付する証明書類を次によって確認し、この書類とともに提出してください。
 平成23年度に新たに入学された方、2、3年生などで今年度新たに加算支給を申請される方は、平成22年度と平成23年度の両方の証明書類を提出してください。また、平成22年度から引き続き加算支給が認められている方及び平成23年7月以降に転入学したなどにより、7月以降の加算支給を申請する方は、平成23年度のみ証明書類を提出してください。

加算申請

平成23年度に新たに入学された方や2、3年生などで今年度新たに加算支給を希望する方は、平成22年度と

(提出する証明書の年度ごとに以下の手順で確認してください)

保護者全員について確認してください。		必要な証明書類 (写し可・発行日から3ヶ月以内のもの)
保護者が生活保護を受給している。 いいえ	はい	生活保護受給証明書等
保護者の住民税が非課税である。 いいえ	はい	非課税証明書等
保護者は住民税の均等割のみ課されている。 いいえ	はい	課税証明書等
保護者の住民税のうち区民税もしくは市町村民税の所得割額が年額18,900円未満である。 いいえ	はい	課税証明書等

保護者	生徒との続柄(父・母等) 氏名	区民税所得割額(年額) 市町村民税所得割額(年額)	合算額
	父・就次郎	9,000 円	12,000 円
母・花子	3,000 円		

いいえ

加算支給は認められません。今回の書類提出は不要です。

この金額が18,900円以上の場合、加算支給は認められません。

留意事項

- 日中、保護者の方と連絡のとれる電話番号が記入されていない場合、学校を經由して連絡する場合があります。
- 7月の学校指定の手続き時を除き、やむをえない事情があり、遡って加算支給を申請する場合には、この下の欄に「(= 所定の期日までに提出ができなかった理由) のため、 月まで遡って支給していただきたい」旨を記載してください。やむをえない事情がない場合には、この届出書を学校が受け付けた日の属する月の翌月(月の初日の場合は当月)からの加算支給となります。

平成23年度課税額の修正申告により非課税証明書の発行が期日に間に合わなかったため、平成23年7月に遡って支給してください。